

建設工事の積算疑義申立手続について

1 疑義申立手続の導入について

市が発注した建設工事の入札で、開札後に入札参加者からの指摘により市側の積算誤り等が発覚、やむなく入札を中止しなければならない事案が発生しており、特に「落札候補者を取消した企業」に多大なご迷惑をお掛けしていることから、「落札候補者の取消し」を回避するため入札手続きを見直し、開札結果を公表する前に「積算に関する疑義申立期間」を設定することとしました。

2 対象案件

積算誤り等により入札を中止し、「落札候補者を取消した事例」のほとんどが、「予定価格事後公表の土木系工事」となっているため、以下の工種とします。

○ 予定価格1千万円以上の一般競争入札（予定価格事前公表を除く）のうち、次の工種を対象とします。

- ① 土木一式工事（下水道工事を含む）、② 舗装工事、③ 造園工事
※個別の入札公告に対象案件であることを明示します。

3 手続方法等

(1) 疑義申立ての対象者

○ 当該案件の入札参加者（辞退、棄権等入札額を提示しなかった者を除く）に限って、疑義申立てを行うことができます。

(2) 開札結果公表の保留と予定価格の通知

○ 開札日に、開札結果の公表を保留し、予定価格（税抜）を対象者全員に通知します。 ⇒ 対象者宛に「保留通知メール」を送信

(3) 疑義申立方法

○ 疑義がある場合は、別紙1の「疑義申立書(ワード形式)」により、当該案件の契約担当課（契約課、区総務課）宛に電子メールで提出してください。

⇒ 「メールアドレス」は「保留通知メール」で指定します。

・電子メールの題名は「疑義〇〇第〇〇号（工事番号を記載）〇〇区総務課（契約担当課を記載）」等としてください。

※指定した「メールアドレス」以外の「疑義申立書」は受け付けません。

(4) 疑義申立期間

○ 開札日（「保留通知メール」の到達後）から開札日の翌日午後1時（市のメール受信時間）まで

開札日の翌日が土日、祝日の場合は、直近の市役所開庁日

・疑義申立者には、別紙2で受付完了をメールで返信します。

※申立期間を過ぎた、「疑義申立書」は受け付けません。

(5) 疑義申立の対応

① 疑義申立てがない場合

○ 疑義申立期間の経過後、

・速やかに「落札候補者の決定」と「開札結果の公表」を行います。

※この後の疑義申立ては受け付けません。

② 疑義申立てがある場合

○ 疑義申立ての内容を精査します。

・内容精査に2～3日程度を見込んでいます。

○ 内容精査後の対応

ア 積算誤り等がない場合

・速やかに「落札候補者の決定」と「開札結果の公表」を行います。

イ 積算誤り等が判明した場合

a 入札続行

・市の積算を見直しして、「最低制限価格に変更がない」、または「変更があったとしても開札結果に変わりがない」等、市が入札を続行することが妥当と判断した場合

・速やかに「落札候補者の決定」と「開札結果の公表」を行います。

b 入札中止

・上記、以外は入札を中止します。

・積算誤り等の内容と入札中止について、速やかに公表します。

○ 疑義内容等の公表

疑義内容と回答、内容精査後の対応結果は、市ホームページに掲載します。

4 留意点

○ 疑義申立ては「誤りだと思われる具体的な項目」以外は一切受け付けません。

- ・単に「自分が想定した予定価格と合わない」等は疑義の対象としません。
- ・具体的な項目を示す「自社の積算書、他資料等」を添付してください。

○ 疑義申立ては電子メールに限ります。また、当該案件の契約担当課宛（指定したメールアドレス）以外は一切受け付けません。

○ 疑義申立期間を過ぎた「疑義申立て」は一切受け付けません。

- ・申立期間内かどうかは、市が電子メールを受信した日時で判定します。

5 実施時期

平成23年1月1日以降の入札公告分から実施します。